

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和7年3月14日（金）

（案件名）

- ・ 令和7年度における当せん金付証票の発売許可について
（サマージャンボ・サマージャンボミニ）（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

水谷補佐（内23394）

サマージャンボ・ジャンボミニの発売に係る総務大臣の許可について

1. 制度概要

- 宝くじは、当せん金付証券法の規定に基づき、都道府県及び政令指定都市が総務大臣の**許可を受けて発売することができる。**

2. 申請内容

- 今回、サマージャンボ・ジャンボミニの発売について、全国自治宝くじ事務協議会（全ての都道府県及び政令指定都市で構成）から、以下の通り許可申請があった。

<サマージャンボ・ジャンボミニ>

【発売期間】 令和7年7月11日（金）～8月11日（月・祝）

【発売総額】

サマージャンボ：690億円 ※うち当せん金327億円（47.3%）

サマージャンボミニ：210億円 ※うち当せん金98億円（46.7%）

【当せん金の最高額】 ※サマージャンボ・ジャンボミニの証券金額（宝くじ1枚当たりの価格）は300円。

サマージャンボ：5億円（証券金額の167万倍）

サマージャンボミニ：3,000万円（証券金額の10万倍）

3. 対応案

- **サマージャンボ・ジャンボミニ**について、申請内容が**法令上の要件を満たしていることから、指定・許可**することとしたい。

※ 当せん金は、発売総額の5割を超えてはならない（当せん金付証券法第5条第1項）。

※ 当せん金の最高額は、証券金額の50万倍に相当する額を超えてはならないが、総務大臣が指定する場合には、証券金額の250万倍（キャリーオーバー発生時は500万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる（当せん金付証券法第5条第2項）。

令和7年度における当せん金付証券の発売許可について

令和7年度3月
自治財政局地方債課

1 発売計画額及び発売回数

(単位:百万円)

団体名	年間計画額 ①	既許可額 ②	今回許可額 ③	許可額総計 ④(②+③)	計画残額 ⑤(①-④)
全国自治宝くじ事務協議会	917,768	545,768	90,000	635,768	282,000
ドリームジャンボ	51,000	51,000	0	51,000	0
ドリームジャンボ	36,000	36,000	0	36,000	0
ドリームジャンボミニ	15,000	15,000	0	15,000	0
サマージャンボ	90,000	0	90,000	90,000	0
サマージャンボ	69,000	0	69,000	69,000	0
サマージャンボミニ	21,000	0	21,000	21,000	0
ハロウインジャンボ	51,000	0	0	0	51,000
ハロウインジャンボ	36,000	0	0	0	36,000
ハロウインジャンボミニ	15,000	0	0	0	15,000
年末ジャンボ	183,000	0	0	0	183,000
年末ジャンボ	138,000	0	0	0	138,000
年末ジャンボミニ	45,000	0	0	0	45,000
パレンタインジャンボ	48,000	0	0	0	48,000
パレンタインジャンボ	33,000	0	0	0	33,000
パレンタインジャンボミニ	15,000	0	0	0	15,000
通常くじ	47,150	47,150	0	47,150	0
数字選択宝くじ	78,963	78,963	0	78,963	0
数字選択宝くじ	28,317	28,317	0	28,317	0
数字選択宝くじ	157,088	157,088	0	157,088	0
数字選択宝くじ	140,146	140,146	0	140,146	0
数字選択宝くじ	13,337	13,337	0	13,337	0
インターネット専用くじ	617	617	0	617	0
インターネット専用くじ	29,150	29,150	0	29,150	0
東京都	9,460	9,460	0	9,460	0
関東中部東北会	32,400	32,400	0	32,400	0
近畿宝くじ事務協議会	9,540	9,540	0	9,540	0
西日本宝くじ事務協議会	14,440	14,440	0	14,440	0
栃木県	10,500	10,500	0	10,500	0
合計	994,108	622,108	90,000	712,108	282,000

2 当せん金付証券法第5条第2項ただし書により総務大臣が指定する宝くじの概要

発売団体	回数	発売予定額 (百万円)	最高賞金額 (百万円)	証票金額 (円)	発売期間等	倍数 (万)
全国自治宝くじ事務協議会	第1064回	69,000	500	300	R7.7.11～R7.8.11	166.7

根拠法令

●地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（当せん金付証券の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。

●当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）（抄）

（都道府県等の当せん金付証券の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

第五条 当せん金付証券の当せん金品の金額又は価格の総額は、その発売総額の五割に相当する額（加算型当せん金付証券にあつては、その額に加算金（第二条第二項の加算金をいう。以下同じ。）の額を加えた額）をこえてはならない。

2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

根拠法令

●当せん金付証票発売許可基準（平成 24 年 4 月 1 日付け総務大臣決定）（抄）

第一 一般的許可基準

七 証票金額及び支払い手段

証票金額は、原則として 100 円、200 円、300 円又は 500 円のいずれかとすること。（略）

九 発売収益の基準

発売収益は、原則として発売総額の 100 分の 37 を下らない額とすること。（略）

十 当せん金品

3 当せん金品の総額は、発売総額の 100 分の 50 以内で、収益の確保、購入者への還元、経費の効率化等を踏まえつつ、適切に定めること。

4 当せん金品の最高額は、証票金額の 50 万倍を超えない範囲内の額とすること。ただし、総務大臣の指定する宝くじについては、証票金額の 250 万倍（加算金のある数字選択式宝くじにあっては、500 万倍）を超えない範囲内の額とすること。